

高齢者・障がい者タクシー料金助成事業

高齢の方や障がいがある方の外出の機会と社会参加の拡大及び地域公共交通の充実を図るため、タクシーを利用した際の運賃の一部を助成します。

○対象

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ① 75歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1級、2級、3級第1種、4級第1種所持者
- ③ 療育手帳A判定所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

※ただし、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・障害者支援施設等入所者、外出支援サービスの利用者、人工透析治療通院費の助成を受けている方は対象外です。

※年度内に75歳となられる方については、誕生月からの助成券を交付します。

(申請は前月から可能となります。)



○助成券交付枚数

一月当たり2枚(一部地域には一月当たり2枚の加算有り) ※申請月により交付枚数が異なります。

例) 4月申請→24枚, 5月申請→22枚

※助成券が不足する場合等、希望に応じて一月当たり1枚の追加交付可。

※紛失された場合、再交付はできません。

○助成額

助成券1枚の助成額は、要したタクシー運賃から1,000円を控除した額の2/3です。

ただし、3,000円が上限となります。(裏面に計算例を記載)

※自己負担額は必ず1,000円以上となります。

○助成券の利用方法

- ①助成券に氏名が記載された本人が乗車している時に利用できます。
- ②裏面に記載しているタクシーを利用し、乗務員に助成券を渡します。
- ③乗務員が助成券に利用区間や助成額等を記入しますので、ご確認ください。
- ④乗車料金から助成額を引いた自己負担額をお支払いください。
 - ・助成券の使用は、1回の乗車につき1枚が限度です。
 - ・1か月当たりの使用枚数の限度はありません。

乗車地、降車地のいずれかが市内の場合利用が可能です。(令和6年4月1日～)
(例) 丹波篠山市→三田市/丹波市→丹波篠山市 等

○申請窓口

丹波篠山市役所第2庁舎1F 長寿福祉課、社会福祉課(助成券を即日交付)

又は各支所(申請受付のみ)

【助成額計算例】

ア) タクシー料金が 970 円の場合 1,000 円未満のため助成対象外		
イ) タクシー料金が 4,090 円の場合 (4,090-1,000) × 2/3 = 2,060 自己負担 2,030 円	助成額	2,060 円
ウ) タクシー料金が 5,530 円の場合 (5,530-1,000) × 2/3 = 3,020 自己負担 2,530 円	助成額	3,000 円 (上限 3,000 円)

○利用できるタクシー

市の指定を受けた以下の一般タクシー及び福祉タクシー

【一般タクシー】

名称	所在地・お問い合わせ
日本交通 (株) 篠山営業所	丹波篠山市大沢 165 ☎079-594-1188

【福祉タクシー】

福祉タクシーとは、身体障がい者や要介護・要支援者など単独での公共交通の利用が困難な方を対象に提供している有償運送サービスの事を指します。利用目的や、利用対象者の制限がありますので、ご利用の際は、各事業者にお問い合わせください。

◇主な利用対象者

身体障害者手帳をお持ちの方/要介護・要支援の認定を受けている方/その他障がい等により公共交通機関の利用が困難な方

名称	所在地・お問い合わせ
福祉移送サービスくろまめ	丹波篠山市東吹 375-3 ☎079-590-2221
ライフ サポート life support いろいろ	丹波篠山市池上 432-7 ☎080-6109-1025
介護タクシー ピンポイ	丹波篠山市宮田 470-1 ☎090-1712-1378

※上記事業所 (4 社) は国土交通省近畿運輸局より認可を受けています。

市外で乗られる場合も
丹波篠山市内に営業所がある
上記のタクシー会社のみが助成対象です。



市外のタクシー会社は
助成対象ではありません
のでご注意ください。